

三豊市土地開発公社「原下工業団地」土地造成事業 外部専門家への調査委託について

三豊市土地開発公社（以下「公社」と言います。）が行っている原下工業団地造成事業においては、平成 17 年度末現在 21 億円余の、極めて多額な債務（借入金）が存在しています。さらにこの債務は、今後増大する可能性を否定することができません。当公社設立団体の三豊市はこの債務全額を「債務保証」しており、まさかの時には弁済義務を負うこととなります。

公社は、合併日までに旧町の各土地開発公社が高瀬町土地開発公社に統合され、三豊市発足時に所在地・名称等の変更手続きによって三豊市土地開発公社となりました。平成 18 年 4 月 1 日からは、三豊市長によって任命された新たな役員（理事 9 名、監事 2 名）が公社運営にあたっております。

ところで当公社では、原下工業団地の「欠損金」について検討を進めて参りましたが、過年度事業を点検する中で幾つかの不適切な事務や不明朗な会計処理を見出しました。残存書類の精査や当時の担当職員及び前理事長らの聞き取りを行うなど、債務の内容について疑問・問題点の解明に努めてきましたが、検討が進むに連れて不信感が蓄積いたしております。しかも関係書類の不存在のため事実関係を確認することが極めて困難であります。

債務保証の履行義務を果たすには、市民のみなさまの理解がなければ到底できません。そのためには、誠意を尽くして事態の全容解明を図ることが肝要だと思います。これまで行ってきた自主的内部検査では市民のみなさまの評価と信頼を得るには限界があります。つきましては法の規定に基づき、公社に対し更なる厳格で公正な調査を行うよう指示しました。

公社ではこの度、客観的かつ公正・公平な外部の第三者の立場から検証・調査・提言をいただくため、弁護士を中心とした専門家に、原下工業団地造成事業に係る「債務」と「欠損金」について調査の委託を行いました。

公社より報告を受けた調査結果には厳正に対処いたします。

この調査は、三豊市政にとりまして大変深刻な問題であると受け止めており、市議会には適宜中間報告を行って参ります。市民のみなさまへの説明責任は誠心誠意でもって果たして参りまので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

平成 18 年 11 月 1 日

三豊市長 横山忠始

調査の構成

- 1 三豊市土地開発公社は原下工業団地土地造成事業について、三豊市に対し、平成 17 年度末現在、少なくとも 21 億円余の多額の債務が存在しており、造成用地を実勢価格で分譲すると債務の相当部分が欠損金として残る見込みであること、過去の事務処理を調査したところ、所要の書類・帳簿などが存在せず、適法性が確保されているかどうかに大きな疑問のあることについて三豊市長に報告した。
- 2 そこで三豊市長は、公有地の拡大の推進に関する法律第 19 条第 1 項及び地方自治法第 221 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、当公社に対し、本事業に関する実態を調査し、これを報告するように命じた。
- 3 については、公社は次のとおり実態調査を行い、その実態に応じた所要の措置を講ずることとした。

① 調査の目的

本事業に係る収入及び支出の適法性を審査し、違法又は不当な収入又は支出がある場合には、その実態に応じて、民事又は刑事上必要な措置を講じる。

② 調査の方法

事実の解明とともに法的判断を必要とすることから、田代健弁護士に委託し、同弁護士が構成する調査チームを当公社の事務局が補佐をする形態をとる。

③ 調査の時期

事実の解明は、平成 19 年 3 月 20 日を目処に行うものとし、必要な措置は隨時講じていく。

- 4 三豊市議会へは、市長より調査の進行にあわせて適宜報告をすることとする。

以上

(参考)

田代 健 弁護士 昭和 20 年生まれ (61 歳)

弁護士登録年度昭和 55 年 田代法律事務所(高松市)